

○経済産業省令第七十二号

輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一及び外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）別表の規定に基づき、輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十一月十四日

経済産業大臣 赤澤 亮正

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令の一部を改正する省令

輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令（平成三年通商産業省令第四十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（輸出貿易管理令別表第一関係）	（輸出貿易管理令別表第一関係）

第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」とい

う。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇四十四（略）

四十五 流体の速度を測定するための干渉計又は流体の圧力を測定することができる圧力測定器若しくは水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ（略）

ロ 一〇ギガパスカルを超える衝撃圧力を測定

第一条 輸出貿易管理令（以下「輸出令」とい

う。）別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇四十四（略）

四十五 流体の速度を測定するための干渉計又は流体の圧力を測定することができる圧力測定器若しくは水晶圧電型圧力センサを用いた圧力変換器であつて、次のいずれかに該当するもの

イ（略）

ロ 一〇ギガパスカルを超える圧力を測定する

することができる圧力測定器

ハ (略)

四十六、六十二 (略)

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の
経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該
当するものとする。

一・二 (略)

三 毒素(免疫毒素を除く。)であつて、アフラ
トキシシン、アブリン、ウエルシュ菌毒素(アル
ファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイ
オタの毒素に限る。)、HT-2トキシシン、黄

ことができる圧力測定器

ハ (略)

四十六、六十二 (略)

第二条の二 輸出令別表第一の三の二の項(一)の
経済産業省令で定めるものは、次のいずれかに該
当するものとする。

一・二 (略)

三 毒素(免疫毒素を除く。)であつて、アフラ
トキシシン、アブリン、ウエルシュ菌毒素(アル
ファ、ベータ1、ベータ2、イプシロン又はイ
オタの毒素に限る。)、HT-2トキシシン、黄

色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、ゴニオトキシ
ン、コノトキシン、ジアセトキシシルペノー
ル、志賀毒素、T—2トキシン、テトロドトキ
シン、ネオサキシトキシン、ノジュラリン、パ
リトキシン、ビスカミン、ブレベトキシン、ボ
ツリヌス神経毒素、ボルケンシン、ミクロシス
チン又はモデシン

四〇六（略）

2 輸出令別表第一の三の二の項（二）の経済産業
省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当

色ブドウ球菌毒素（腸管毒素、アルファ毒素及び毒素性ショック症候群毒素）、ゴニオトキシ
ン、コノトキシン、ジアセトキシシルペノー
ル、志賀毒素、T—2トキシン、テトロドトキ
シン、ネオサキシトキシン、ノジュラリン、パ
リトキシン、ビスカミン、ブレベトキシン、ボ
ツリヌス毒素、ボルケンシン、ミクロシスチン
又はモデシン

四〇六（略）

2 輸出令別表第一の三の二の項（二）の経済産業
省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当

するものとする。

一 (略)

二 発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 内容積が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽であつて、定置した状態で内部の滅菌又は消毒をすることができるように設計されたもの

(二) (一) に該当する発酵槽に用いるよ

するものとする。

一 (略)

二 発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 使い捨て式以外の発酵槽又はその部分品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 内容積が二〇リットル以上の密閉式の発酵槽であつて、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの

(二) (一) に該当する発酵槽に用いるよ

うに設計された培養容器であつて、定置した状態で内部の滅菌又は消毒をすることができるもの

(三) (略)

ロ (略)

三 流量が一時間につき一〇〇リットルを超える連続式の遠心分離機であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 次の(一)から(三)までの全てに該当するもの

(一) メカニカルシールで軸封をしている

うに設計された培養容器であつて、定置した状態で内部の滅菌又は殺菌ができるもの

(三) (略)

ロ (略)

三 連続式の遠心分離機であつて、次のイからニまでのすべてに該当するもの

イ 流量が一時間につき一〇〇リットルを超えるもの

もの

(二) 研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの

(三) 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

ロ 処理される物質と直接接触する全ての部分品が使い捨てのものである使い捨て式の遠心

分離機

(削る)

(削る)

ロ 研磨したステンレス鋼又はチタンで構成されたもの

ハ メカニカルシールで軸封をしているもの

ニ 定置し、かつ、閉じた状態で蒸気により内部の滅菌をすることができるもの

四 クロスフローろ過用の装置であつて、次のイ及びロに該当するもの（逆浸透膜を用いたもの及び血液の浄化を行うために設計したものを除く。）

イ （略）

ロ 次の（一）又は（二）に該当するもの

（一） 定置した状態で内部の滅菌又は消毒をすることができるもの

（二） （略）

四の二・五 （略）

五の二 毒素又は病原性微生物の乾燥に用いるこ

四 クロスフローろ過用の装置であつて、次のイ及びロに該当するもの（逆浸透膜を用いたもの及び血液の浄化を行うために設計したものを除く。）

イ （略）

ロ 次の（一）又は（二）に該当するもの

（一） 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることができるもの

（二） （略）

四の二・五 （略）

五の二 噴霧乾燥器であつて、次のイからハまで

とができる噴霧乾燥器であつて、次のイからハまでの全てに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は消毒をすることが出来るもの

六〇九 (略)

十 ペプチドの合成を行うための装置であつて、

一部又は全部が自動化されたもののうち、一ミリモル以上のシステム合成スケールでペプチドを生成することが出来るもの

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で

の全てに該当するもの

イ・ロ (略)

ハ 定置した状態で内部の滅菌又は殺菌をすることが出来るもの

六〇九 (略)

(新設)

第四条 輸出令別表第一の五の項の経済産業省令で

定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一 四 (略)

五 合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造用に設計した装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ (略)

ロ 第七号ハ(二) 1から9までのいずれかに該当する方法において使用するように特に設計したもの

六 (略)

定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。

一 四 (略)

五 合金の粉末又は合金の粒子状物質の製造用に設計した装置であつて、次のイ及びロに該当するもの

イ (略)

ロ 第七号ハ(二) 1から8までのいずれかに該当する方法において使用するように特に設計したもの

六 (略)

七 合金又はその粉末であつて、次のいずれかに該当するもの（コーティングに使用するために特に調合したものを除く。）

イ・ロ （略）

ハ 合金の粉末であつて、次の（一）から

（三）までの全てに該当するもの

（一） （略）

（二） 次のいずれかの方法によつて製造したものであるもの

1 ～ 8 （略）

9 | 超音波噴霧法

七 合金又はその粉末であつて、次のいずれかに該当するもの（コーティングに使用するために特に調合したものを除く。）

イ・ロ （略）

ハ 合金の粉末であつて、次の（一）から

（三）までの全てに該当するもの

（一） （略）

（二） 次のいずれかの方法によつて製造したものであるもの

1 ～ 8 （略）

（新設）

(三) (略)

二 (略)

八・九 (略)

十 超電導材料であつて、次のいずれかに該当するもの（長さが一〇〇メートルを超えるもの又は全重量が一〇〇グラムを超えるものに限る。）

イ (略)

ロ ニオブチタン以外の超電導フィラメントからなる超電導材料であつて、次の（一）から（三）までの全てに該当するもの

(三) (略)

二 (略)

八・九 (略)

十 超電導材料であつて、次のいずれかに該当するもの（長さが一〇〇メートルを超えるもの又は全重量が一〇〇グラムを超えるものに限る。）

イ (略)

ロ ニオブチタン以外の超電導フィラメントからなる超電導材料であつて、次の（一）から（三）までのすべてに該当するもの

(一) 磁界をかけない場合に臨界温度が零

下二六三・三度超のもの

(二) (略)

(三) 超電導材料の縦軸に対してあらゆる

方向から垂直に一二テスラの磁束密度の磁

界をかけた場合に、零下二六八・九五度の

温度で超電導状態を保つことができるもの

であつて、臨界電流密度が全ての横断面で

一、七五〇アンペア毎平方ミリメートルを

超えるもの

ハ 超電導フィラメントからなる超電導材料で

(一) 磁界をかけない場合に臨界温度が零

下二六三・三二度超のもの

(二) (略)

(三) 超電導材料の縦軸に対してあらゆる

方向から垂直に一二テスラの磁束密度の磁

界をかけた場合に、零下二六八・九六度の

温度で超電導状態を保つことができるもの

であつて、臨界電流密度がすべての横断面

で一、七五〇アンペア毎平方ミリメートル

を超えるもの

ハ 超電導フィラメントからなる超電導材料で

あつて、零下一五八・一五度の温度を超えて
超電導性を保つことができるもの

十一ゝ十六（略）

十七 次のいずれかに掲げる合金の粉末又は金属
の粉末であつて、表面が接種剤でコーティング
されているもの（第七号に該当するものを除
く。）

イ 高エントロピー合金

ロ 耐火性のある金属又はその合金

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で
定める仕様のものは、次のいずれかに該当するも

あつて、零下一五八・一六度の温度を超えて
超電導性を保つことができるもの

十一ゝ十六（略）

（新設）

第六条 輸出令別表第一の七の項の経済産業省令で
定める仕様のものは、次のいずれかに該当するも

のとする。

一 集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イゝカ （略）

ヨ 一つ以上のデジタルプロセッサユニットを有するものであつて合計処理性能（TPP）

が六、〇〇〇以上のもの

のとする。

一 集積回路（モノリシック集積回路、ハイブリッド集積回路、マルチチップ集積回路、膜形集積回路（シリコンオンサファイア集積回路を含む。）、光集積回路、三次元集積回路及びモノリシックマイクロ波集積回路を含む。）であつて、次のいずれかに該当するもの

イゝカ （略）

ヨ 揮発性メモリを含まない他の集積回路との間の全ての入力及び出力にわたる双方向の転送速度の総計が六〇〇ギガバイト毎秒以上で

ある集積回路であつて、次のいずれかに該当するもの又はこれらに該当するようにプログラムが可能なもの

(一) 合計処理性能（TPP）が六、〇〇〇以上である機械語命令を実行するデジタルプロセッサユニットを一つ以上有するものの

(二) (一)で指定された機械語命令の実行に寄与するユニットを除き、合計処理性能（TPP）が六、〇〇〇以上であるデジタル基本演算ユニットを一つ以上有するもの

の

(三) 合計処理性能 (TPP) が六、〇〇

〇以上であるアナログ基本演算ユニットを

一つ以上有するもの

(四) (一) から (三) までのデジタルプ

ロセッサユニットと基本演算ユニットの組

み合わせであつて、それらの合計処理性能

(TPP) の総和が六、〇〇〇以上である

ものを有するもの

二〇八の四 (略)

九 サンプリングオシロスコープであつて、リア

二〇八の四 (略)

九 サンプリングオシロスコープであつて、リア

ルタイムサンプリング手法を用いているもののうち、次のイ及びロに該当するもの

イ チャネルのノイズが最小となる縦軸レンジ

におけるノイズ電圧の二乗平均平方根がフル

スケールの二パーセント未満のもの

ロ いずれかのチャネルの上限三デシベル周波

数が九〇ギガヘルツを超えるもの

ルタイムサンプリング手法を用いているもののうち、いずれかのチャネルの入力三デシベル帯域幅が六〇ギガヘルツ以上の場合において、そのチャネルのノイズが最小となる縦軸レンジにおけるノイズ電圧の二乗平均平方根がフルスケールの二パーセント未満のもの

（新設）

（新設）

十 (略)

十の二 モジュール、電子組立品又は装置であつて、一つ以上のユーザー構成可能なワールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだ、ルックアップテーブル入力数の総計が一、八〇〇、〇〇〇以上であるもの

十一～二十六 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光

十 (略)

(新設)

十一～二十六 (略)

第八条 輸出令別表第一の九の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

- 一 伝送通信装置、電子式交換装置、通信用の光

ファイバー、フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線によ

ファイバー、フェーズドアレーアンテナ、監視用の方向探知機、無線通信傍受装置、通信妨害装置、無線通信傍受装置若しくは通信妨害装置の作動を監視する装置、電波その他の電磁波を発信することなく、電波その他の電磁波の干渉を観測することにより位置を探知することができる装置又はインターネットを利用する方法による通信の内容を監視するための装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ ガンマ線、中性子線又は重荷電粒子線によ

る影響を防止することができるように設計したものの（宇宙空間用の飛しょう体に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。）

ハ 零下五五度より低い温度で使用することができるように設計したものであつて、電子回路を有するもの（宇宙空間用の飛しょう体に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。）

ニ 一二四度を超える温度で使用することができるように設計したものであつて、電子回路を有するもの（宇宙空間用の飛しょう体に搭

る影響を防止することができるように設計したものの（人工衛星に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。）

ハ 零下五五度より低い温度で使用することができるように設計したものであつて、電子回路を有するもの（人工衛星に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。）

ニ 一二四度を超える温度で使用することができるように設計したものであつて、電子回路を有するもの（人工衛星に搭載するように設

載するように設計し、又は改造したものを除く。）

二〇十二（略）

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇九の三（略）

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イハ（略）

計し、又は改造したものを除く。）

二〇十二（略）

第九条 輸出令別表第一の一〇の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一〇九の三（略）

十 レーザー発振器又はその部分品、附属品若しくは試験装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イハ（略）

ニ レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 半導体レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

1 (略)

2 多重横モードで発振する単一の半導体レーザーダイオードであつて、次のいずれかに該当するもの

一 七八〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであつて、平均出力又は持続波の定格

ニ レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) 半導体レーザー発振器であつて、次のいずれかに該当するもの

1 (略)

2 多重横モードで発振する単一の半導体レーザーダイオードであつて、次のいずれかに該当するもの

一 一、四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであつて、平均出力又は持続波の

出力が二五ワットを超えるもの

二 七八〇ナノメートル以上一、一〇

〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したものであつ

て、平均出力又は持続波の定格出力が三〇ワットを超えるもの

三 一、一〇〇ナノメートル以上一、

四〇〇ナノメートル未満の波長範囲で使用するように設計したもので

あつて、平均出力又は持続波の定格出力が二五ワットを超えるもの

定格出力が二五ワットを超えるもの

(新設)

(新設)

四・五 (略)

3ゝ5 (略)

(二)ゝ(六) (略)

ホ・ヘ (略)

十の二ゝ十六 (略)

第十一条 輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一ゝ三 (略)

四 潜水艇の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

二・三 (略)

3ゝ5 (略)

(二)ゝ(六) (略)

ホ・ヘ (略)

十の二ゝ十六 (略)

第十一条 輸出令別表第一の一二の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一ゝ三 (略)

四 潜水艇の部分品又は附属装置であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 一、〇〇〇メートルを超える水深で使用する
ことができるように設計した潜水艇の部分
品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 直流の電気推進スラスタ及びその
ために特別に設計された電動機（ブラシレ

ス直流電動機及び永久磁石交流（PMA

C）電動機を含む。）

(三) ・(四) (略)

ロゝホ (略)

五ゝ十四 (略)

イ 一、〇〇〇メートルを超える水深で使用する
ことができるように設計した潜水艇の部分
品であつて、次のいずれかに該当するもの

(一) (略)

(二) 直流の推進電動機又はスラスタ

(三) ・(四) (略)

ロゝホ (略)

五ゝ十四 (略)

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

四 宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体若しくはこれらの部分品又は準軌道用の飛しょう体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ハ (略)

ニ 宇宙空間用の飛しょう体のミッショ^ン機器であつて、第六条第二号イ(一) 4若しくは

第十二条 輸出令別表第一の一三の項の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。

一 三 (略)

四 宇宙空間用の飛しょう体若しくはその打上げ用の飛しょう体若しくはこれらの部分品又は準軌道用の飛しょう体であつて、次のいずれかに該当するもの

イ ハ (略)

ニ 宇宙空間用の飛しょう体のペイロ^{ード}であつて、第六条第二号イ(一) 4若しくは第

第十六号、第八条第一号イ、第二号イ（二）

若しくは第九号ハ若しくはホ、第九条第三号

イ若しくはロ、第四号、第六号、第八号、第

九号ハ、第九号の二、第十三号ニ、ホ、ル若

しくはヲ又は第十号のいずれかに該当する貨

物が組み込まれたもの

ホ・ヘ（略）

四の二〇二十（略）

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省

令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当す

るものとする。

十六号、第八条第一号イ、第二号イ（二）若

しくは第九号ハ若しくはホ、第九条第三号イ

若しくはロ、第四号、第六号、第八号、第九

号ハ、第九号の二、第十三号ニ、ホ、ル若し

くはヲ又は第十号のいずれかに該当する貨物

が組み込まれたもの

ホ・ヘ（略）

四の二〇二十（略）

第十四条 輸出令別表第一の一五の項の経済産業省

令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当す

るものとする。

一〇八 (略)

九 繫索式でない潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 無人式の潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

(削る)

一〇八 (略)

九 繫索式でない潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの

イ (略)

ロ 無人式の潜水艇であつて、次のいずれかに該当するもの

(一)・(二) (略)

(三) 光ファイバーを用いていない光伝送の方式によつて一、〇〇〇メートルを超える距離でデータ又は指令を送受することができるもの

十・十一 (略)

第十六条 外為令別表の四の項(一)の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであつて、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一〇三 (略)

四 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくは無人航空機若しくはこれらの製造用

十・十一 (略)

第十六条 外為令別表の四の項(一)の経済産業省令で定める技術は、第三条に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術のうち、次のいずれかに該当するものであつて、当該貨物の有する機能若しくは特性に到達し、又はこれらを超えるために必要な技術とする。

一〇三 (略)

四 五〇〇キログラム以上のペイロードを三〇〇キロメートル以上運搬することができるロケット若しくはその製造用の装置若しくは工具若し

の装置若しくは工具若しくは試験装置若しくはこれらの部分品又は第三条第二号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）

五〇十二（略）

二〇五（略）

第十七条 外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二（略）

三 第四条第二号から第十七号までのいずれかに

くは試験装置若しくはこれらの部分品又は第三条第二号に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術（プログラムを除く。）

五〇十二（略）

二〇五（略）

第十七条 外為令別表の五の項（一）の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一・二（略）

三 第四条第二号から第十六号までのいずれかに

該当するもの（前号に該当するものを除く。）

の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除

く。）

2ゝ7 （略）

第十九条 外為令別表の七の項（一）の経済産業省

令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一ゝ四 （略）

五 第六条に該当するもの（前二号又は同条第一

号、第十号の二、第十六号の三若しくは第十八

号から第二十六号までのいずれかに該当するも

該当するもの（前号に該当するものを除く。）

の設計又は製造に必要な技術（プログラムを除

く。）

2ゝ7 （略）

第十九条 外為令別表の七の項（一）の経済産業省

令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一ゝ四 （略）

五 第六条に該当するもの（前二号又は同条第一

号、第十六号の三若しくは第十八号から第二十

六号までのいずれかに該当するものを除く。）

を除く。)を設計し、又は製造するために設計したプログラム

25 (略)

第二十一条 外為令別表の九の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一七 (略)

2 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一四 (略)

を設計し、又は製造するために設計したプログラム

25 (略)

第二十一条 外為令別表の九の項(一)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一七 (略)

2 外為令別表の九の項(二)の経済産業省令で定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一四 (略)

五 宇宙空間用の飛しょう体に搭載することができ
るように設計した伝送通信装置の設計又は製
造に必要な技術（プログラムを除く。）

六 十六 （略）

三・四 （略）

第二十五条 外為令別表の一三の項（一）の経済産
業省令で定める技術は、次のいずれかに該当する
ものとする。

一 五 （略）

二 （略）

三 外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で

五 人工衛星に搭載することができるとように設計
した伝送通信装置の設計又は製造に必要な技術
（プログラムを除く。）

六 十六 （略）

三・四 （略）

第二十五条 外為令別表の一三の項（一）の経済産
業省令で定める技術は、次のいずれかに該当する
ものとする。

一 五 （略）

二 （略）

三 外為令別表の一三の項（三）の経済産業省令で

定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ 燃焼器であつて、次のいずれかに該当するものを有するもの

(一) ～ (四) (略)

(五) プレッシャーゲイン燃焼

定める技術は、次のいずれかに該当するものとする。

一 (略)

二 ガスタービンエンジンの部分品であつて、次のいずれかに該当するものの設計若しくは製造に必要な技術（プログラムを除く。）又はその設計のためのプログラム

イ 燃焼器であつて、次のいずれかに該当するものを有するもの

(一) ～ (四) (略)

(五) プレッシャーゲイン燃焼を利用した

ロゝヲ (略)

三 (略)

四 ガスジェネレータータービン、ファンタービン、パワータービン、若しくはプロペリングノズルに係るエンジンの安定性を維持するために設計したガスタービンエンジンの流路の形状を可変にするための装置の設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム

もの

ロゝヲ (略)

三 (略)

四 ガスジェネレータータービン、ファンタービン、パワータービン、若しくはプロペリングノズルに係るエンジンの安定性を維持するために設計した流路の形状を可変にするための装置の設計若しくは製造に係る技術（プログラムを除く。）であつて、次のいずれかに該当するもの又はその設計のためのプログラム

イ、ハ（略）	イ、ハ（略）
五（略）	五（略）
4・5（略）	4・5（略）

附 則

（施行期日）

- 1 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、第二条の二第二項第二号イ、第四号及び第五号の二の改正規定は、公布の日の翌日から施行する。

（準備行為）

- 2 この省令による改正後の輸出貿易管理令別表第一及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令に規定する貨物又は技術について、外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十五条第一項若しくは第三項又は第四十八条第一項の許可を受けようとする者は、この省令の施

行の日前においても、当該許可の申請を行うことができる。

(経過措置)

3 この省令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。